

○飯塚市私立幼稚園連盟補助金交付要綱

平成 19 年 5 月 14 日

飯塚市告示第 59 号

(趣旨)

第 1 条 幼稚園教育の振興を図るため、飯塚市私立幼稚園連盟(以下「連盟」という。)が幼稚園教員の資質の向上を目的とした事業に対する補助金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成 18 年飯塚市規則第 54 号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象事業)

第 2 条 この補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 文部科学省、福岡県教育委員会及び全日本私立幼稚園連合会等が行う幼稚園教育に関する研究会及び講演会に教員を派遣する事業
- (2) 連盟が主催する幼稚園教育に関する研究会及び講演会
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、幼稚園教育に関し、市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第 4 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式、補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。